

令和7年4月6日執行予定

秋田市長選挙 選挙公営（公費負担）の手引

選挙運動用自動車の使用
選挙運動用ビラの作成
選挙運動用ポスターの作成

令和7年3月4日
秋田市選挙管理委員会

はじめに

この手引は、令和7年4月6日執行予定の秋田市長選挙における選挙運動の費用の一部を、法令等に基づき秋田市（以下「市」といいます。）が負担すること（以下「選挙公営制度」といいます。）について、その対象、限度額、請求手続き等を説明したものです。

候補者および候補者と契約を締結した契約事業者等（以下「事業者等」といいます。）は、この手引に基づいて手続きしてください。

なお、手続きに必要な書類は、様式が定められていますので、別添の「選挙公営関係書類様式集」をご使用ください。

手引の記載内容について不明な点がありましたら、秋田市選挙管理委員会（以下「市選管」といいます。）へお問い合わせください。

目 次

I	公費負担の対象	1
II	公費負担を受けられる候補者	1
III	公費負担の支払い方法	1
IV	公費負担の限度額	1
V	公費負担の手続きの流れ	3
	1 契約締結と契約届出	
	2 確認申請	
	3 確認書の交付	
	4 使用（作成）証明書の交付	
	5 請求書の提出	
	6 手続きの流れ（図示）	
VI	公費負担の手続き	
	1 選挙運動用自動車の使用	6
	(1) 一般運送契約（ハイヤー等）の場合	
	(2) その他の契約の場合	
	ア 自動車の借入契約（レンタカー等）	
	イ 燃料の供給契約	
	ウ 運転手の雇用契約	
	2 選挙運動用ビラの作成	10
	3 選挙運動用ポスターの作成	11
VII	事前審査について	12
VIII	選挙公営手続一覧	
IX	各種様式【記載例】	

I 公費負担の対象

選挙公営制度については、「秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例」および「公職選挙法」で上限額等の基準が定められています。

公費負担の対象となる経費の項目は下記の3つです。

1 選挙運動用自動車の使用

(1) 一般運送契約（ハイヤー等）

(2) その他の契約

自動車の借入れ（車両本体の借上料で、スピーカーや車載看板等の付帯料金を除く。）、燃料の供給、運転手の雇用

2 選挙運動用ビラの作成

3 選挙運動用ポスターの作成

II 公費負担を受けられる候補者

選挙公営制度においては、市が公費負担する候補者は、供託物没収点以上の得票を得た候補者に限られます。

供託物を没収された候補者については、公費負担を受けることができず、すべて自己負担となります。

【市長選挙における供託物没収点の計算式】 有効投票総数 × 1 / 10

III 公費負担の支払い方法

事業者等からの請求に基づき、市から直接各事業者等へ支払います。

ただし、当該候補者が供託物を没収された場合は、公費負担の請求はできません。

なお、請求や支払い方法については、市選管から事業者等への説明は行いませんので、候補者から説明してください。

IV 公費負担の限度額

公費で負担する金額は、それぞれ限度額が定められています。

限度額を上回る額で契約した場合、その上回る部分については、候補者が業者等に直接支払うこととなります。

限度額を下回る額で契約した場合は、その契約額が公費負担の限度額となります。

公費負担の対象		公費負担の限度額		
選挙運動用自動車の使用	1 一般運送契約（ハイヤー等） 選挙運動用自動車として使用した 各日の料金の合計額 （同一の日において1台に限る）	1日あたり 64,500円 64,500円×7日=451,500円	1 の 契 約 と 2 の 契 約 は 選 択	
	2 その他の契約			
	(1)自動車の借入契約（レンタカー等） 選挙運動用自動車として使用した 各日の料金の合計額 （同一の日において1台に限る）	1日あたり 16,100円 16,100円×7日=112,700円		（注） 契約の相手方が 候補者と生計を 一にする親族で ある場合には、 その者が当該契約 を業として行う者 に限る
	(2)燃料の供給契約 選挙運動用自動車に供給した燃料 の代金	7,700円×選挙運動の日数 （7日） =53,900円		
(3)運転手の雇用契約 選挙運動用自動車の運転に従事 した各日の報酬の合計額 （同一の日において1人に限る）	1日あたり 12,500円 12,500円×7日=87,500円			
ビラの作成	作成単価に作成枚数を乗じた金額 【作成単価】7円73銭以内 【作成枚数】16,000枚以内	作成単価×作成枚数 7円73銭×16,000枚=123,680円 （注）ビラの作成業者以外の者との契約は公費負担の対象とならない		
ポスターの作成	作成単価に作成枚数を乗じた金額 【作成単価】 右に示す単価の限度額以内 【作成枚数】 ポスター掲示場の数(573か所)	【単価の算出】 $\frac{586,905円 + 28円35銭 \times (\text{ポスター掲示場数}(573か所) - 500)}{\text{ポスター掲示場数}(573か所)}$ =1,028円(1円未満の端数切り上げ) 作成単価×作成枚数 1,028円×573枚=589,044円 （注）ポスターの作成業者以外の者との契約は公費負担の対象とならない		

V 公費負担の手続きの流れ

1 契約締結と契約届出

公費負担の適用を受けようとする候補者は、各事業者等と有償契約を締結し、その旨を市選管に届出しなければなりません。

なお、届出をするときは、契約書の写しが必要です。契約書の内容は契約の当事者、契約期間、契約数量、契約単価、契約金額のほか、候補者と事業者等の契約意思が書面上明示されていることが必要です。

契約にあたっては、消費税を含んだ金額で契約してください。

2 確認申請

公費負担の適用を受けようとする場合は、下記の経費については、公費負担の対象となる範囲内であることの確認を受けるための確認申請が必要です。

- | | |
|------------------|---------------------|
| (1) 選挙運動用自動車の燃料代 | 金額の制限範囲内であることの確認 |
| (2) 選挙運動用ビラの作成 | 作成限度枚数の確認 |
| (3) 選挙運動用ポスターの作成 | 作成限度枚数（ポスター掲示場数）の確認 |

3 確認書の交付

2の申請に基づき、市選管から「確認書」を交付します。

交付を受けた「確認書」は、候補者から契約した事業者等へ提出してください。事業者等が市に費用を請求する際に「確認書」を請求書に添付する必要があります。

4 使用（作成）証明書の交付

候補者が公費負担の適用を受けるには、それぞれの契約ごとに「使用（作成）証明書」を作成し、有償契約を締結した事業者等に各1部を交付しなければなりません。

事業者等が市に費用を請求する際に「使用（作成）証明書」を請求書に添付する必要があります。

5 請求書の提出

事業者等からの請求に基づき、市から直接各事業者等へ支払います。

事業者等が市に対して請求できる期日は、供託物の取扱（返還または没収）が確定した日（選挙の効力または当選人の効力の意義の申出がない場合は4月22日）からです。事業者等は当該候補者が供託物を没収されないことを確認のうえ、請求書に必要書類を添付し、市選管へ提出してください。

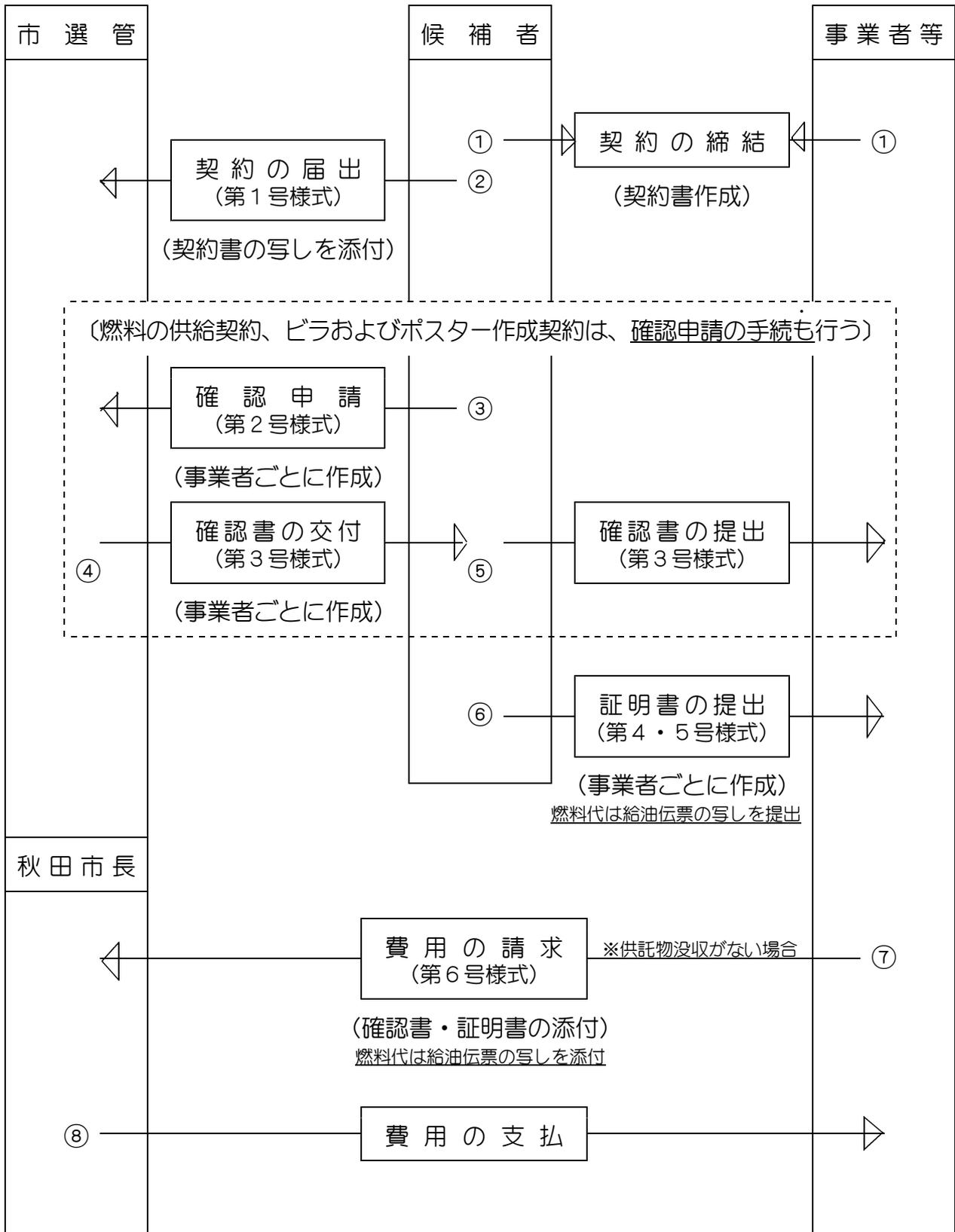
【請求する際に必要な書類】

選挙運動用自動車の使用		右上記号	
一般運送契約（ハイヤー等）			
請求書（自動車）	第6号様式	A-6	
請求内訳書	（別紙1）	A-6別紙1	
選挙運動用自動車使用証明書（自動車）	第4号様式	A-4	
自動車の借入契約（レンタカー等）			
請求書（自動車）	第6号様式	A-6	
請求内訳書	（別紙2）	A-6別紙2	
選挙運動用自動車使用証明書（自動車）	第4号様式	A-4	
その 他 の 契 約	燃料の供給契約		
	請求書（燃料代）	第6号様式	B-6
	請求内訳書	（別紙3）	B-6別紙3
	選挙運動用自動車燃料代確認書	第3号様式	B-3
	選挙運動用自動車使用証明書（燃料代）	第4号様式	B-4
給油伝票の写し （給油月日、自動車登録番号又は車両番号、 給油量、給油金額がわかるもの）			
運転手の雇用契約			
請求書（運転手）	第6号様式	C-6	
請求内訳書	（別紙4）	C-6別紙4	
選挙運動用自動車使用証明書（運転手）	第4号様式	C-4	

ビラの作成		右上記号
請求書（ビラ）	第6号様式	D-6
請求内訳書	（別紙5）	D-6別紙5
選挙運動用ビラ作成枚数確認書	第3号様式	D-3
選挙運動用ビラ作成証明書	第5号様式	D-5

ポスターの作成		右上記号
請求書（ポスター）	第6号様式	E-6
請求内訳書	（別紙6）	E-6別紙6
選挙運動用ポスター作成枚数確認書	第3号様式	E-3
選挙運動用ポスター作成証明書	第5号様式	E-5

6 手続きの流れ（図示）



VI 公費負担の手続き

1 選挙運動用自動車の使用

契約の形態には、(1)一般運送契約(ハイヤー等)と(2)その他の契約とがあります。

(1) 一般運送契約(ハイヤー等)の場合

一般運送契約は、道路交通法第3条第1号八に規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者(以下「運送事業者」といいます。)と燃料代および運転手の雇用込みで自動車を借り入れる契約方式です。一般的にはタクシー、ハイヤーの借上契約が該当し、1日1台64,500円の範囲内で公費負担となります。

なお、1日に2台以上の自動車と一般運送契約をしたときは、いずれか1台を指定しなければなりません。

手続の順序は下記のとおりです。

手順	手続	必要書類(様式等)	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と運送事業者)	選挙運動用自動車運送契約書 (契約に関する書面)	
②	①の契約締結の届出 (候補者 → 市選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【第1号様式】	①の契約書の写し
③	使用証明書の提出 (候補者 → 運送事業者)	選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【第4号様式】	
④	請求書の提出 (運送事業者 → 市長)	請求書(自動車)【第6号様式】 請求内訳書(別紙1)	③の使用証明書
⑤	支払 (市長 → 運送事業者)		

- (注) 1 ③の使用証明書は、使用完了の翌日以降、運送事業者に提出してください。
2 ④の請求額は、実績額または限度額のうち、いずれか少ない額です。

(2) その他の契約の場合

その他の契約は、ア 自動車の借入れ、イ 燃料の供給、ウ 運転手の雇用 について、それぞれ個別に契約する方式です。

その他の契約の場合は、相手方が当該契約業務を業としていない者でも対象となります。

ただし、契約の相手方が候補者と生計を一にする親族である場合は、その者が当該契約に係る業務を業としている場合を除き、公費負担の対象とはなりません。

ア 自動車の借入契約（レンタカー等）

選挙運動用自動車のみを借入する契約方法で、一般的にはレンタカー等の借入契約が該当し、1日1台 16, 100円の範囲内で公費負担となります。

なお、1日に2台以上の自動車を借り入れるしたときは、いずれか1台を指定しなければなりません。

手順の順序は下記のとおりです。

手順	手 続	必要書類（様式等）	添付書類
①	有償契約の締結 （候補者と借入業者等）	選挙運動用自動車借入契約書 （契約に関する書面）	
②	①の契約締結の届出 （候補者 → 市選管）	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【第1号様式】	①の契約書の写し
③	使用証明書の提出 （候補者 → 借入業者等）	選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 【第4号様式】	
④	請求書の提出 （借入業者等 → 市長）	請求書（自動車）【第6号様式】 請求内訳書（別紙2）	③の使用証明書
⑤	支払 （市長 → 借入業者等）		

(注) 1 ③の使用証明書は、使用完了の翌日以降、借入業者等に提出してください。

2 ④の請求額は、実績額または限度額のうち、いずれか少ない額です。

イ 燃料の供給契約

選挙運動用自動車の燃料のみを供給する契約方法で、立候補の届け出をした日から選挙の期日の前日の日数（7日）に7,7000円を乗じて得た額の範囲内で、かつ市選管が確認した金額（選挙運動用自動車燃料代確認書に記載の確認金額）の範囲内で公費負担となります。

なお、あらかじめ契約届出した選挙運動用自動車に給油した燃料に限られます。

また、選挙運動期間（令和7年3月30日から4月5日までの7日間）に給油された燃料が対象です。

手順の順序は下記のとおりです。

手順	手 続	必要書類（様式等）	添付書類
①	有償契約の締結 （候補者と燃料供給業者）	選挙運動用自動車燃料供給契約書 （契約に関する書面）	
②	①の契約締結の届出 （候補者 ⇒ 市選管）	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【第1号様式】	①の契約書の写し
③	確認申請書の提出 （候補者 ⇒ 市選管）	選挙運動用自動車燃料代確認申請書 【第2号様式】	
④	確認書の交付 （市選管 ⇒ 候補者）	選挙運動用自動車燃料代確認書 【第3号様式】	
⑤	確認書の提出 （候補者 ⇒ 燃料供給業者）	④の確認書	
⑥	使用証明書の提出 （候補者 ⇒ 燃料供給業者）	選挙運動用自動車使用証明書（燃料代） 【第4号様式】	給油伝票の写し （8A°-ジ【注1】）
⑦	請求書の提出 （燃料供給業者 ⇒ 市長）	請求書（燃料代）【第6号様式】 請求内訳書（別紙3）	④の確認書 ⑥の使用証明書 給油伝票の写し
⑧	支払 （市長 ⇒ 燃料供給業者）		

（注）1 ③の確認申請書は、最終給油日以降に市選管に提出してください。

2 ⑥の使用証明書は、使用完了の翌日以降、燃料供給業者等に提出してください。

3 ⑦の請求額は、実績額または限度額のうち、いずれか少ない額です。

【注1】給油伝票の写し

次に掲げる事項が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものの写し

ア 燃料の供給を受けた日付

イ 燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号

ウ 給油量

エ 給油金額

ウ 運転手の雇用契約

選挙運動用自動車の運転手のみを雇用する契約方法で、1日1人 12,500円の範囲内で公費負担となります。

ただし、公費負担の対象となる運転手は、選挙運動に従事しない労務者です。

したがって、車上等運動員が運転をする場合や、運転手として従事しながら街頭演説で選挙運動を行う場合は、公費負担の対象外です。

また、運転手個人との契約に限り公費負担の対象となりますので、法人と運転手派遣契約を締結する場合は、公費負担の対象とはなりません。

なお、1日に2人以上の運転手を雇用するときは、いずれか1人を指定しなければなりません。

手続の順序は下記のとおりです。

手順	手 続	必要書類（様式等）	添付書類
①	有償契約の締結 （候補者と運転手の雇用者）	選挙運動用自動車運転契約書 （契約に関する書面）	
②	①の契約締結の届出 （候補者 ⇒ 市選管）	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【第1号様式】	①の契約書の写し
③	使用証明書の提出 （候補者 ⇒ 運転手の雇用者）	選挙運動用自動車使用証明書（運転手） 【第4号様式】	
④	請求書の提出 （運転手の雇用者 ⇒ 市長）	請求書（運転手）【第6号様式】 請求内訳書（別紙4）	③の使用証明書
⑤	支払 （市長 ⇒ 運転手の雇用者）		

（注） 1 ③の使用証明書は、使用完了の翌日以降、運転手の雇用者に提出してください。

2 ④の請求額は、実績額または限度額のうち、いずれか少ない額です。

2 選挙運動用ビラの作成

(1) 候補者がビラの作成を業とするとする事業者と有償契約を締結し、ビラを作成するときは、一定の限度額の範囲内で公費負担となります。

なお、作成単価および作成枚数についてそれぞれ公費負担の限度があります。

【作成単価の限度】 7円73銭

【作成枚数の限度】 市選管に届け出た2種類以内のビラ
16,000枚

【公費負担の限度額】 123,680円 (7円73銭 × 16,000枚)

(2) 公費負担の対象となる額は、次の範囲内です。

作成単価 (作成単価が7円73銭を超える場合は7円73銭)

×

作成枚数 (市選管が確認した枚数 (選挙運動用ビラ作成枚数確認書に記載の枚数)
上限16,000枚)

(3) 手順の順序は下記のとおりです。

手順	手 続	必要書類 (様式等)	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とビラ作成業者)	選挙運動用ビラ作成契約書 (契約に関する書面)	
②	①の契約締結の届出 (候補者 → 市選管)	選挙運動用ビラ作成契約届出書 【第1号様式】	①の契約書の写し
③	確認申請書の提出 (候補者 → 市選管)	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 【第2号様式】	
④	確認書の交付 (市選管 → 候補者)	選挙運動用ビラ作成枚数確認書 【第3号様式】	
⑤	確認書の提出 (候補者 → ビラ作成業者)	④の確認書	
⑥	作成証明書の提出 (候補者 → ビラ作成業者)	選挙運動用ビラ作成証明書 【第5号様式】	
⑦	請求書の提出 (ビラ作成業者 → 市長)	請求書 (ビラ) 【第6号様式】 請求内訳書 (別紙5)	④の確認書 ⑥の作成証明書
⑧	支払 (市長 → ビラ作成業者)		

(注) 1 事前審査が終了している場合、④の確認書は立候補受付会場で交付します。

2 ⑥の使用証明書は、使用完了の翌日以降、ビラ作成業者に提出してください。

3 選挙運動用ポスターの作成

(1) 候補者がポスターの作成を業とするとする事業者と有償契約を締結し、ポスターを作成するときは、一定の限度額の範囲内で公費負担となります。

なお、作成単価および作成枚数についてそれぞれ公費負担の限度があります。

【作成単価の限度】 1, 028円

(単価の算出は2ページ表の「公費負担の限度額」参照)

【作成枚数の限度】 573枚(ポスター掲示場の数)

【公費負担の限度額】 589, 044円(1, 028円 × 573枚)

(2) 公費負担の対象となる額は、次の範囲内です。

作成単価(作成単価が1, 028円を超える場合は1, 028円) × 作成枚数(市選管が確認した枚数(選挙運動用ポスター作成枚数確認書に記載の枚数) 上限573枚)

(3) 手続の順序は下記のとおりです。

手順	手続	必要書類(様式等)	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とポスター作成業者)	選挙運動用ポスター作成契約書 (契約に関する書面)	
②	①の契約締結の届出 (候補者 → 市選管)	選挙運動用ポスター作成契約届出書 【第1号様式】	①の契約書の写し
③	確認申請書の提出 (候補者 → 市選管)	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 【第2号様式】	
④	確認書の交付 (市選管 → 候補者)	選挙運動用ポスター作成枚数確認書 【第3号様式】	
⑤	確認書の提出 (候補者 → ポスター作成業者)	④の確認書	
⑥	作成証明書の提出 (候補者 → ポスター作成業者)	選挙運動用ポスター作成証明書 【第5号様式】	
⑦	請求書の提出 (ポスター作成業者 → 市長)	請求書(ポスター) 【第6号様式】 請求内訳書(別紙6)	④の確認書 ⑥の作成証明書
⑧	支払 (市長 → ポスター作成業者)		

(注) 1 事前審査が終了している場合、④の確認書は立候補受付会場で交付します。

2 ⑥の使用証明書は、使用完了の翌日以降、ポスター作成業者に提出してください。

VII 事前審査について

- 1 書類の届出等の手続きは3月30日（日）以降ですが、下記の日程で事前審査を行っています。

事前審査の日時	令和7年3月17日（月） 午前8時30分～午後5時15分 令和7年3月18日（火） 午前8時30分～午後5時15分 ※あらかじめ、審査日時の予約をお願いします。 予約なしで来場された場合、長時間お待ちいただくことがありますので、ご了承ください。
事前審査の場所	秋田市役所6階 6-A会議室（選挙管理委員会事務局となり）
電話番号	018-888-5786

- 2 提出する書類は下記のとおりです。

選挙運動用自動車の使用		右上記号
一般運送契約（ハイヤー等）		
選挙運動用自動車の使用の契約届出書	第1号様式	ABC-1
選挙運動用自動車運送契約書の写し		A-0運送
その他の契約		
選挙運動用自動車の使用の契約届出書	第1号様式	ABC-1
選挙運動用自動車借入契約書の写し		A-0借入
選挙運動用自動車燃料供給契約書の写し		B-0
選挙運動用自動車運転契約書の写し		C-0

ビラの作成		右上記号
選挙運動用ビラ作成契約届出書	第1号様式	D-1
選挙運動用ビラ作成契約書の写し		D-0
選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書	第2号様式	D-2

ポスターの作成		右上記号
選挙運動用ポスター作成契約届出書	第1号様式	E-1
選挙運動用ポスター作成契約書の写し		E-0
選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書	第2号様式	E-2

VIII 選挙公営手続一覧

	契約方法および限度額		候補者の手続（提出書類）				事業者等の手続（提出書類）	
			1	2	3	4	5	6
			候補者 ⇄ 事業者等	候補者 ⇒ 選管	選管 ⇒ 候補者	候補者 ⇒ 事業者等	事業者等 ⇒ 選管	市 ⇒ 事業者等
選挙 運動 用 自動車	一般運送契約	(A) 自動車 ハイヤー など 1日あたり 64,500円を限度 64,500円×7日 限度額 451,500円	0 契約書 (月 日) □	0 契約書(写し) 1 契約届出書 (3月30日) □		4 使用証明書 (4月7日) □	4 使用証明書 6 請求書 ① 請求内訳書 (月 日) □	支払
	その他の契約	(A) 自動車 レンタカー など 1日あたり 16,100円を限度 16,100円×7日 限度額 112,700円	0 契約書 (月 日) □	0 契約書(写し) 1 契約届出書 (3月30日) □		4 使用証明書 (4月7日) □	4 使用証明書 6 請求書 ② 請求内訳書 (月 日) □	支払
		(B) 燃料代 7,700円×7日 限度額 53,900円	0 契約書 (月 日) □	0 契約書(写し) 1 契約届出書 (3月30日) □ 2 確認申請書 ※確認申請書は、最終 給油日以降に提出し てください。	3 確認書 (月 日) □	3 確認書 4 使用証明書 * 給油伝票(写し)	3 確認書 4 使用証明書 6 請求書 ③ 請求内訳書 * 給油伝票(写し) (月 日) □	支払
		(C) 運転手 1日あたり 12,500円を限度 12,500円×7日 限度額 87,500円	0 契約書 (月 日) □	0 契約書(写し) 1 契約届出書 (3月30日) □		4 使用証明書 (4月7日) □	4 使用証明書 6 請求書 ④ 請求内訳書 (月 日) □	支払
書類提出時期ほか留意事項			<ul style="list-style-type: none"> 事前審査を実施します。(3月17日～3月18日) 契約締結後、契約書の写しを添付して速やかに提出してください。 		※連絡をしますので、市選管事務局へ受取にお越してください。	<ul style="list-style-type: none"> 使用完了日の翌日(4月6日)以降に提出してください。 	<ul style="list-style-type: none"> 当選の効力に関する異議の申立期限日の翌日(4月22日)以降に提出してください。 支払は5月1日以降(順次)を予定しています。 	

	契約方法および限度額	候補者の手続（提出書類）				事業者の手続（提出書類）	
		1	2	3	4	5	6
		候補者 ⇄ 事業者	候補者 ⇒ 選管	選管 ⇒ 候補者	候補者 ⇒ 事業者	事業者 ⇒ 選管	市 ⇒ 事業者
選挙運動用ビラ	(D) 1枚あたりの限度額 7円73銭 確認枚数 16,000枚 7円73銭(単価) × 16,000枚(枚数) 限度額 123,680円	0 契約書 (月 日) □	0 契約書(写し) 1 契約届出書 2 確認申請書 (3月30日) □	3 確認書 (3月30日) □	3 確認書 5 作成証明書 (4月7日) □	3 確認書 5 作成証明書 6 請求書 ⑤ 請求内訳書 (月 日) □	支払
選挙運動用ポスター	(E) 1枚あたりの限度額(※) 1,028円 確認枚数(ポスター掲示場数) 573枚 1,028円(単価) × 573枚(枚数) 限度額 589,044円 (※) 【限度額単価】 $\frac{586,905円 + 28円35銭 \times (573 - 500)}{573}$ = 1,028円 (1円未満の端数は切り上げ)	0 契約書 (月 日) □	0 契約書(写し) 1 契約届出書 2 確認申請書 (3月30日) □	3 確認書 (3月30日) □	3 確認書 5 作成証明書 (4月7日) □	3 確認書 5 作成証明書 6 請求書 ⑥ 請求内訳書 (月 日) □	支払
書類提出時期ほか留意事項		<ul style="list-style-type: none"> 事前審査を実施します。(3月17日～3月18日) 契約締結後、契約書の写しを添付して速やかに提出してください。 		<ul style="list-style-type: none"> 事前審査が終了している場合は立候補受付会場で交付します。 	<ul style="list-style-type: none"> 使用完了日の翌日(4月6日)以降に提出してください。 	<ul style="list-style-type: none"> 当選の効力に関する異議の申立期限日の翌日(4月22日)以降に提出してください。 支払は5月1日以降(順次)を予定しています。 	